

○総務省令第四十号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十四号）の施行に伴い、国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

総務大臣 松本 剛明

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令の一部を改正する省令

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和五十九年総理府令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(調査区の設定の基準)</p> <p>第一条 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 水面調査区は、総務大臣の定める方法により、次に掲げる区域を区分して設定するものとする。</p> <p>[一 略]</p> <p>二 港湾法第二条第二項に規定する地方港湾の同条第三項に規定する港湾区域又は漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第百三十七号)第二条に規定する漁港の水域(前号の国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾に指定されている漁港の水域にあつては港湾区域に該当する水域を除いた水域)で居住者の存するもの</p> <p>[三 略]</p>	<p>(調査区の設定の基準)</p> <p>第一条 [同上]</p> <p>[2・3 同上]</p> <p>4 [同上]</p> <p>[一 同上]</p> <p>二 港湾法第二条第二項に規定する地方港湾の同条第三項に規定する港湾区域又は漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第二条に規定する漁港の水域(前号の国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾に指定されている漁港の水域にあつては港湾区域に該当する水域を除いた水域)で居住者の存するもの</p> <p>[三 同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。